

# 香東川公園 利用の手引き（平成26年4月1日改正）

## 香東川公園運動施設の利用について

### 1 利用時間について

午前6時から午後6時まで(通年)

なお、午前6時から時間帯を利用する場合はそれ以前から、午後6時までの時間帯を利用する場合はそれ以後も利用できます。ただし、照明設備はありません。

また、12月29日から翌1月3日までの間は利用調整は行いません。

利用時間は、1回につき3時間までとし、各広場ごとに1か月8回(うち土、日、祝日は1回)までの利用回数制限があります。準備・撤去(清掃・更衣及び退場等)に要する時間も利用時間に含まれます。

### 2 利用料金について

無料

### 3 利用者の区分について

#### ① 一般利用者

優先団体及び準優先団体以外の利用者で、個人又は団体の利用者です。

#### ② システム登録者

かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス(以下「システム」という。)に登録している利用者で、個人又は団体の利用者です。

#### ③ システム未登録者

システムに登録していない利用者で、個人又は団体の利用者です。

#### ④ 優先団体

年間利用調整及び優先での利用申込みをすることができる団体です。

原則としてシステム登録者に限ります。

・香川県サッカー協会

・香川県軟式野球連盟

・香川県教育委員会事務局保健体育課長(以下「保健体育課長」という。)が特に認める団体

※承認を受けたい団体は、優先団体承認申請書(様式1)を保健体育課長に提出してください。

#### ⑤ 準優先団体

利用内容により優先で利用申込みをすることができる団体です。

保健体育課長が認めた団体で、原則としてシステム登録者に限ります。

※承認を受けたい団体は、準優先団体承認申請書(様式1)を保健体育課長に提出してください。

### 4 利用申込み方法について

#### (1) 優先利用の申込み

##### ① 優先団体

年間の利用調整を希望する団体は、1月末日までに香東川公園管理事務所(以下「公園管理事務所」という。)において手続きを行ってください。

##### ② 準優先団体

大会として利用するときは参加チーム数に応じて、次のとおり利用申込を受付します。(申込順)優先利用申込書(様式2)に、開催要領等を添えて公園管理事務所に提出してください。

利用グラウンド:成合運動広場、飯田運動広場及び鶴市運動広場に限りです。

受付場所:公園管理事務所

参加チーム数	利用面数	受付時期
10チーム以上	月1回 2面	利用しようとする日の2か月前の1日から
20チーム以上	月1回 3面	利用しようとする日の3か月前の1日から

## (2) 一般利用の申込み

施設利用までのスケジュール

抽選申込	:利用日の前月の1日～9日まで
抽選日	:利用日の前月の10日
抽選結果の確認と確定	:利用日の前月の11日～17日まで
空き利用申込	:利用日の前月の11日～利用日当日まで

※電話での抽選申込・利用申込はできません。

### ① システム登録者の場合

#### ●抽選の申込方法

- ・システムを利用して申し込んでください。
- ・抽選の申込みには、各広場ごとに1か月4回までの回数制限があります。
- ・小山野球広場及び御殿野球広場は少年野球に限りです。
- ・パソコン等端末の操作ができない方は、公園管理事務所にお越しいただければ代わって手続きをします。
- ・抽選で当選した場合、1週間以内に確定の手続きをしなければ無効となります。

#### ●利用の申込方法

- ・空き情報をシステムで確認の上、利用の申込みをしてください。
- ・土、日、祝日の利用の申込みは各広場ごとに1か月1回しかできません。
- ・利用の申込みには、各広場ごとに1か月8回までの回数制限があります。
- ・利用時間は、1回につき3時間の時間制限があります。
- ・パソコン等端末の操作ができない方は、公園管理事務所にお越しいただければ代わって手続きをします。

### ② システム未登録者の場合

- ・利用の申込みは、公園管理事務所を受付します。
- ・運動施設利用申込書(様式3)に記入をお願いします。
- ・なお、利用予約、抽選申込はできませんので、システム登録されるようお願いいたします。

## 5 システム登録について(利用者登録)

### (1) インターネットから利用者事前登録(=仮登録)を行う場合

- ・システムを初めて利用される方は、利用者事前登録をしてください。一度登録すると、利用者IDとパスワードにより利用できるようになります。
- ・団体登録はインターネットからはできません。システムで利用できる施設の窓口における本登録のみの取り扱いとなります。
- ・仮登録の場合、30日以内に利用する施設の窓口で本登録を行わないと仮登録は失効します。また、仮予約が取消しとなる場合があります。

### (2) 公園管理事務所等の窓口において新規登録(=本登録)を行う場合

「利用者登録申請書」に記入の上、運転免許証等、本人が確認できるものを持参の上、公園管理事務所等のシステムで利用できる施設の窓口で本登録を行ってください。

※詳しくは、「かがわ電子自治体システム 施設利用申込サービス」のホームページを参照してください。

## 6 利用の変更、取消又は中止について

利用日の変更や取消が生じた場合は、速やかにシステムで変更等の手続きを行ってください。または、公園管理事務所に申し出てください。

## 7 利用の停止について

次に該当するときは、該当する事実が発生した日の属する月及びその月から向こう2か月間、その利用を停止することがあります。

- ・承認なく利用場所を変更した場合
- ・利用申込後に無届で施設を利用しなかった場合
- ・利用申込の内容に偽りがあった場合

## 8 利用上の禁止行為

次に該当する行為は、公園管理上支障があったり、他の利用者に危害を加えるおそれや、重大な災害につながるおそれがありますので禁止します。場合によっては、法令による罰則が適用されます。

- ・硬球を使用する野球(小山運動広場の野球広場を除く。)やゴルフをすること
- ・駐車場以外の場所に車両(バイク、自転車を含む)を乗り入れること
- ・バーベキューやたき火、花火など火気を使用すること
- ・商行為を行うこと
- ・田畑を耕作したり草花を植えたりすること
- ・堤防などに工作物を設置すること
- ・スロープを造成するなど土地の形状を変更すること
- ・土砂などを採取したり竹木の植栽、伐採等を行うこと
- ・家庭・粗大ゴミ、動物の死体、その他の産業廃棄物等を捨てたり、埋めたり、または放置したりすること
- ・他の利用者に迷惑や危険を及ぼす行為をすること

## 9 利用上の留意事項

- ・使用後は、使用者においてグラウンドの整備と清掃をしてください。
- ・施設を破損したり、物品を紛失した場合には、速やかに届け出てください。
- ・洪水期(6月から10月)は、被害拡大防止のため、次の事項を厳守してください。

固定式のネットは、利用後に1m以上あげておくこと。

1m以下のネットは、上端まで巻き上げておくこと。

移動可能なネット等は、利用後に片付けること。

施設を使用する者が設置した設置物により第三者に被害を及ぼした場合、その設置者自身の責任で対応すること。

## 利用についてのお問い合わせ

香東川公園管理事務所

〒761-8044 高松市円座町835

電話・FAX(087)886-0779

E-mail koutougawa@mb.pikara.ne.jp